

平成27年度包括外部監査の結果 指摘事項の措置状況

ページ	項目	指摘事項	担当部署 (所管課)	措置状況	対応 区分
P153	第7 諸手当 2 特殊勤務手当	医師の診療報酬に関する特殊勤務手当支給について、条例の規定上、診療報酬について、職に応じて1日当たりの額が定められているが、運用上、条例の定めより低額である1日当たりの額に1か月の収益額及び延べ入院患者数に応じて加算をしている。 この点、金額において、条例違反がなく、むしろ、条例どおりに運用するよりも特殊勤務手当の金額が低額に収まるといえ、倉敷市に損害を与えるものではないので、上記の運用そのものに大きな問題はないとも考えられる。 児島市民病院は、平成28年4月から、地方公営企業法の全部適用に移行することになっており、当該特殊勤務手当は、条例から削除され、同病院で作成する規程へ変更されるとのことである。規程の作成に当たっては、運用にあわせたものとされるべきである。	市民病院事務局	平成28年4月からの地方公営企業法全部適用への移行に伴い、倉敷市市民病院職員の特殊勤務手当支給規程を制定（平成28年3月31日公布、平成28年4月1日施行）し、同規程別表第1の医師が正規の勤務時間内に3時間30分以上の診療業務に従事したときの特殊勤務手当の1日当たり支給額の次に「ただし、各月における1日当たりの限度額に従事日数を乗じて得た額の範囲内で、病院事業管理者が別に定める勤務実績等に応じた算定方法によることができる。」というただし書きを加え、運用に合わせました。	措置済
P172	第8 退職手当 3 退職手当支給額の 正確性	退職所得の受給に関する申告書の記載内容に不備があった。同申告書A欄は、「退職手当等の支払を受けることとなった年月日」、「退職の区分等」及び「勤続期間」の記載を行うこととされており、退職した者全てに記載がもためられている。 退職所得の受給に関する申告書に記載漏れ等がなく適切に記載されているかどうかをチェックする体制を整備すべきである。	人事課	退職所得の受給に関する申告書については、申告書の記載事項をあらかじめ印字するシステムを作成し、退職者は印字された内容を確認のうえ、記名押印し提出することとしていますが、平成27年度定年退職者分からは、提出された申告書の記載事項を人事課で再度チェックする体制を整備しました。	措置済

(公表日：平成28年8月30日 通知日：平成28年8月22日法第24号)

ページ	項目	指摘事項(抜粋)	担当部署 (所管課)	措置状況・理由	対応 区分
P130	第6 給料 8 給与計算の個別検証	教育委員会(幼稚園)においては、所属する全員の時間外勤務及び特殊勤務の実績を記載した報告書に記入者及び点検者の印鑑が全く押されていないかった。 時間外勤務実績は、現場での所属長である園長が内容を十分確認し、承認すべきものである。 教育企画総務課が作成した勤務実績報告書を、各幼稚園の園長が確認する手続きとすべきである。	教育企画総務課	幼稚園の園長等が押印した実績報告書を期日までに提出するためには、直接持参する方法しかなく、事務の効率性から適切ではないと考えられることから、幼稚園においても、事務局職員等と同様に、庶務事務システムにより時間外勤務等実績の承認手続きを行うことができるようにすることとしました。平成28年7月からテスト環境において同システムの試行を実施した後、8月から本格運用を開始しており、今後はシステム上で園長が時間外勤務等実績の承認を行います。	措置済

(公表日：平成28年8月30日 通知日：平成28年8月12日倉市教教企第60号)